

【告示】農業協同組合法施行令第3条の4等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等

(平成13年12月28日 金融庁・農林水産省告示 第19号)

(特定農業協同組合の基準)

第2条 令第32条第1項の主務大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 1 貯金及び定期積金の合計額が500億円以上であること。
- 2 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、財産的基盤が安定しており、財務内容が健全であること。
 - イ 直近の事業年度末における単体自己資本比率（農業協同組合法第94条の2第3項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第13号）第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。）が同条第1項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること（自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。）及び直近の事業年度末における連結自己資本比率（同条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。）が同条第2項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること（自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。）。
 - ロ 直近の事業年度において、当期損失金又は繰越欠損金を生じていないこと。
 - ハ 直近の事業年度末における貸出しに対する直近の事業年度末に行われた資産の査定において次に掲げる資産（直近の事業年度末における貸出しに含まれるものに限る。）に区分されたものの額の合計額の比率が3%未満であること。
 - (1) 回収不可能又は無価値と判定される資産
 - (2) 最終的に回収不能となる危険性又は最終的な価値の毀損の危険性について重大な懸念が存在することにより損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難な資産
- 3 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、余裕金の運用が適切に実行できる業務執行体制が確立していること。
 - イ 余裕金運用担当部門と経営管理担当部門が分離し、かつ、内部けん制体制及び余裕金運用体制が整備され、並びに余裕金運用担当職員が2人以上設置されていること。
 - ロ 内部監査担当部門が設置されており、かつ、内部監査担当職員が2人以上配置されていること。
 - ハ 余裕金の運用方針、運用目的、運用方法等について規定した余裕金運用規程を定めていること。
 - ニ 余裕金の運用に係る市場関連リスク管理体制の充実が図られるよう余裕金運用会議（常勤役員、参事、余裕金運用担当部課長及び経営管理担当部課長で構成される余裕金運用に係る市場関連リスク管理のための組織をいう。）が設置されていること。
 - ホ 令第32条第3項の規定の適用を受けることについて、当該農業協同組合の理事会の議決を経ていること。
 - ヘ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）第10条第1項第2号及び第3号の事業を行う農業協同組合連合会又は農林中央金庫と預け金（令第32条第1項第1号に規定する預け金をいう。）の計画その他必要な事項について調整が行われていること。

特定農業協同組合

【政令】農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）

（余裕金運用の基準）

第32条 法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定農業協同組合」という。）を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

- 1 法第10条第1項第3号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金
 - 2 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
 - 3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得
 - 4 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）への金銭信託
 - 5 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得
 - 6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
 - 7 法第10条第九項に規定する短期社債等（第2号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得
- 2 法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合（特定農業協同組合を除く。）は、前項第2号若しくは第3号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。
- 3 特定農業協同組合及び法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。
- 1 第1項各号のいずれかに掲げる方法
 - 2 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
 - 3 第1項第2号及び第3号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得
 - 4 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の指定するものに限る。）
 - 5 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
- 4 特定農業協同組合及び法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会は、第1項第2号若しくは第3号若しくは前項第3号に規定する債券又は第1項第5号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。
- 5 法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合が第1項第3号から第7号まで又は第3項各号（同項第1号については、第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。）に掲げる方法により運用する余裕金の総額は、当該農業協同組合の貯金等合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。ただし、特定農業協同組合にあつては、特別の理由がある場合において都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする特定農業協同組合にあつては、主務大臣）の承認を受けたときは、この限りでない。

【省令】農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）

（特定農業協同組合の承認）

第59条 令第32条第1項の主務大臣が定める基準に該当する農業協同組合は、行政庁の承認を受けるものとする。